第３回公共交通基本条例部会

日時：平成２４年１１月１３日（火）10：00～
場所：桜の馬場　城彩苑　2階　多目的交流施設

会　議　次　第

１　開会

２　部会長挨拶

３　議事及び報告

（１）公共交通基本条例の検討状況　（資料１）

（２）（仮称）熊本市公共交通基本条例（案）について　（資料２－１、２－２）

（３）条例アンケート調査結果について　（資料３）

（４）条例制定までのスケジュール　（資料４）

（５）その他

４　閉会

配布資料

配席図
資料１：公共交通基本条例の検討状況
資料２－１：（仮称）熊本市公共交通基本条例（案）
資料２－２：（仮称）熊本市公共交通基本条例（案）について
資料３：アンケート調査結果について
資料４：条例制定までのスケジュール

資料１

公共交通基本条例の検討状況

〇第１回公共交通条例部会（H24.6.25 開催）

（仮称）公共交通基本条例に盛込む内容について議論

【部会での主な意見】

・「移動する権利」について、「保障」か「尊重」か

・「公共交通空白地域及び不便地域」の定義づけについて、距離だけで区分するのではなく、他の要件も盛込む必要がある

・熊本市公共交通協議会の位置づけについて

・市民の参画と協働について具体的に明記する必要がある

【事務局側整理案件】

① 「移動する権利」の取り扱いについての整理

② 公共交通不便地域設定の距離以外の要件検討

③ 条例に盛込む内容と今後予定している施策の対比

〇第２回公共交通条例部会（H24.8.23 開催）

（仮称）公共交通基本条例骨子について議論

【部会での主な意見】

・前文又は目的で環境に関する文言が必要では

・「市民の日常生活における最低限度の移動する権利」という表現ではなく、憲法 25 条を引用すべきでは

・公共交通の安全確保について盛込むべきでは

・市民の責務について、公共交通を持続可能にするための自覚を促す表現を盛込んでは

・他の自治体との関わりについての視点が必要ではないか

・公共交通準不便地域の認定と公共交通協議会の関係について

〇法制室協議　　８回実施（第２回部会開催後４回実施）

資料２－１

（仮称）熊本市公共交通基本条例（案）　＜平成 24 年 10 月 29 日法制室協議時点＞

公共交通は、市民の日常生活における重要な移動手段であり、地域経済を発展させるなど、豊かな地域社会の形成のために不可欠なものである。

近年、個人の生活様式の多様化と集客施設の郊外化が進み、自家用自動車（以下「自家用車」という。）への依存が高まってきたこと等により、公共交通の利用者は年々減少している。その結果、公共交通事業者の経営悪化を招き、公共交通の路線の廃止や減便といったサービスの縮小が行なわれ、さらに公共交通の利用者が減少するという状況に至っている。

その一方で、少子高齢化の進展や移動手段を持たない高齢者の増加、環境負荷低減に向けた意識の高まり等により、公共交通の重要性はますます高まっている。

このような状況の中、公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりを推進するとともに、環境にも配慮し自家用車から公共交通への転換を進め、公共交通により円滑に移動することが可能な地域社会を実現することが求められている。

ここに、日常生活及び社会生活を営むために必要な移動を確保されることが市民の権利の一つであるとの理念を尊重し、市民及び事業者の参画と協働のもと公共交通の維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、市、市民、事業者及び公共交通事業者の責務、公共交通の維持及び充実に関する施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、公共交通の維持及び充実を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共交通により円滑に移動することが可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　市民　本市の区域内に住所を有する者及び本市の区域内に通勤し、又は通学する者をいう。

(2)　事業者　次号に掲げる者を除く、本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体をいう。

(3)　公共交通事業者　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条第１項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者

イ　道路運送法第８条第４項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者

ウ　鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第７条第１項に規定する鉄道事業者

エ　軌道法（大正１０年法律第７６号）第４条に規定する軌道経営者

(4)　参画　施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいう。

(5)　協働　同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。

(6)　停留所等　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　道路運送法第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車事業の用に供する自動車の停留所（自動車専用道路（道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４８条の４に規定する自動車専用道路をいう。）に設置されるものを除く。）

イ　路面電車（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１３号に規定する路面電車をいう。）の停留場

ウ　鉄道事業法第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する駅

(7)　公共交通空白地域　停留所等からの距離が１，０００メートル以上離れた地域をいう。

(8)　公共交通不便地域　公共交通空白地域以外の地域で、停留所等からの距離が５００メートル以上離れた地域をいう。

(9)　公共交通準不便地域　公共交通空白地域又は公共交通不便地域以外の地域であって、地形、地域の特性その他の特別の事情により公共交通不便地域と同様の状況にあると市長が認めるものをいう。

（市の責務）

第３条　市は、公共交通の維持及び充実のため、市民及び事業者並びに公共交通事業者の参画と協働のもと総合的な施策を立案し、実施する責務を有する。

２　市は、前項の施策を実施するに当たっては、当該施策に係る市民、事業者、公共交通事業者及び関係機関の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

３　市は、公共交通の維持及び充実に関する市民意識の啓発に努めなければならない。

（公共交通事業者の責務）

第４条　公共交通事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1)　公共交通事業者としての社会的な役割を自覚し、公共交通の利便性向上に努めるとともに、本市が実施する施策に協力すること。

(2)　公共交通の利便性の向上に関する情報を、市、市民及び事業者に対して積極的に提供すること。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1)　公共交通に対する理解と関心を深め、本市が実施する施策に協力すること。

(2)　事業活動を行うにあたり、できる限り公共交通を利用すること。

（市民の責務）

第６条　市民は、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

(1)　公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通の担い手のひとりであることを自覚し、本市が実施する施策に協力すること。

(2)　日常生活において、過度に自家用車に依存せず、公共交通を積極的に利用すること。

（公共交通ネットワークの強化）

第７条　市は、公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりの推進のため、公共交通事業者及び関係機関と協力しながら、次に掲げる事項に係る必要な施策を講ずるものとする。

(1)　基幹となる公共交通の、輸送力、速達性、定時性の強化

(2)　わかりやすく効率的なバス路線網の構築

(3)　基幹となる公共交通とバス路線網の有機的かつ効率的な連携

（公共交通の利用の促進）

第８条　市は、自家用車から公共交通機関への移動手段の転換を促進するため、公共交通の走行環境及び利用環境の改善その他公共交通の利便性の向上に必要な施策を講ずるものとする。

２　市は、公共交通の利用を促進するため、公共交通事業者及び関係機関と協力し、公共交通機関相互の乗継ぎ及び公共交通機関と自家用車、自転車等との乗継ぎ利便性の向上など、必要な施策を講ずるものとする。

３　市は、事業者及び公共交通事業者が行う公共交通の利用の促進に向けた取組に対し、積極的に協力するものとする。

（公共交通空白地域等への対応）

第９条　市は、公共交通空白地域において、当該公共交通空白地域に居住する住民が組織する団体及び関係機関と協働して、公共交通による移動手段の確保のために必要な施策を講ずるものとする。

２　市は、公共交通不便地域及び公共交通準不便地域において、当該公共交通不便地域及び公共交通準不便地域に居住する住民が組織する団体が、公共交通による移動手段の確保に向けた取組を進めるにあたり、必要な施策を講ずるものとする。

（市民からの提案等）

第１０条　市長は、市民からの公共交通の維持及び充実に関する提案について総合的に検討し、これを適切に市の施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（周辺市町村との連携及び国等への要請）

第１１条　市長は、公共交通の維持及び充実に関する施策を実施するうえで必要があると認めるときは、周辺市町村と連携を図るとともに、国、県及び関係団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（援助）

第１２条　市は、公共交通の維持及び充実に関する施策を実施するうえで必要があると認めるときは、技術的及び財政的支援に努めるものとする。

（熊本市公共交通協議会）

第１３条　利便性の高い公共交通を実現するための諸課題や施策について協議するため、熊本市公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（雑則）

第１４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

資料２－２

■（仮称）熊本市公共交通基本条例（案）について

○　前　文（ 基本理念 ）

① 公共交通は、市民の日常生活における重要な移動手段であり、地域経済を発展させるなど、豊かな地域社会の形成のために不可欠である。

② 近年、個人の生活様式の多様化と集客施設の郊外化が進み、自家用車への依存が高まってきたこと等により、公共交通の利用者は年々減少している。その結果、公共交通事業者の経営悪化を招き、公共交通の路線廃止や減便といったサービスの縮小が行なわれ、さらに公共交通利用者が減少するという状況に至っている。

③ 一方で、少子高齢化の進展や移動手段を持たない高齢者の増加、環境負荷低減に向けた意識の高まり等により、公共交通の重要性はますます高まっている。

④ このような状況の中、公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりを推進するとともに、環境にも配慮し自家用車から公共交通への転換を進め、公共交通により円滑に移動することが可能な地域社会を実現することが求められている。

⑤ ここに、日常生活及び社会生活を営むために必要な移動を確保されることが市民の権利の一つであるとの理念を尊重し、市民及び事業者の参画と協働のもと公共交通の維持及び充実のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

前文に環境に関する表現を追加

憲法 25 条を引用した表現について検討したが、移動する権利が生存権に基づく権利であると、明確に位置づけられない状況であるため、法制担当部署との協議の結果、この表現に修正。

第１条　目　的

市、市民、事業者及び公共交通事業者の責務、公共交通の維持及び充実に関する施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、公共交通の維持及び充実を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共交通により円滑に移動することが可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第２条　定　義

条例において使用する用語の定義を規定

① 市民：本市の区域内に住所を有する者及び本市の区域内に通勤し、又は通学する者

② 事業者：本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

③ 公共交通事業者：②のうち次のいずれかに該当するもの

ア 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者

イ 道路運送法第 8 条第 4 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者

ウ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 7 条第 1 項に規定する鉄道事業者

エ 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 4 条に規定する軌道経営者

④ 参画：施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること

⑤ 協働：同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力すること

⑥ 停留所等　次のいずれかに該当するものをいう。

ア 道路運送法第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車事業の用に供する自動車の停留所（自動車専用道路（道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４８条の４に規定する自動車専用道路をいう。）に設置されるものを除く。）

イ 路面電車（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１３号に規定する路面電車をいう。）の停留場

ウ 鉄道事業法第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する駅

⑦ 公共交通空白地域：停留所等からの距離が１，０００メートル以上離れた地域

⑧ 公共交通不便地域：公共交通空白地域以外の地域で、停留所等からの距離が５００メートル以上離れた地域

⑨ 公共交通準不便地域：⑦及び⑧以外の地域であって、地形、地域の特性その他の特別の事情により公共交通不便地域と同様の状況にあると市長が認める地域

バス停・電停・鉄道駅の説明のため定義を追加　⑥

第３条　市の責務

① 公共交通の維持及び充実のため、市民及び事業者並びに公共交通事業者の参画と協働のもと総合的な施策を立案し、実施する

② ①の施策を実施するに当たっては、当該施策に係る市民、事業者、公共交通事業者及び関係機関の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めること

③ 公共交通の維持及び充実に関する市民意識の啓発に努めること

第４条　公共交通事業者の責務

公共交通事業者は、以下の事項を行うよう努める。

安全確保について、公共交通事業者の責務に盛込むか検討したが、他法（道路運送法や鉄道法）でも「輸送の安全確保」について定められており、公共交通事業者として認可を受けた時点で責務が課せられているとの理由から、条例に盛込まないとの判断

① 公共交通事業者としての社会的な役割を自覚し、公共交通の利便性向上に努めるとともに、本市が実施する施策に協力すること

② 公共交通の利便性の向上に関する情報を、市、市民及び事業者に対して積極的に提供すること

第５条　事業者の責務

事業者は、以下の事項を行うよう努める。

① 公共交通に対する理解と関心を深め、本市が実施する施策に協力すること

② 事業活動を行うにあたり、できる限り公共交通を利用すること

第６条　市民の責務

市民は、以下の事項を行うよう努める。

① 公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通の担い手のひとりであることを自覚し、本市が実施する施策に協力すること

市民が公共交通を維持する担い手であるとの表現を追加

② 日常生活において、過度に自家用車に依存せず、公共交通を積極的に利用すること

第７条　公共交通ネットワークの強化

市は、公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりの推進のため、公共交通事業者及び関係機関と協力しながら、以下の事項に係る必要な施策を講ずる。

① 基幹となる公共交通の、輸送力、速達性、定時性の強化

② わかりやすく効率的なバス路線網の構築

③ 基幹となる公共交通とバス路線網の有機的かつ効率的な連携

①基幹公共交通と②バス路線網を連携する内容を第３号に明記

第８条　公共交通の利用の促進

① 市は、自家用車から公共交通機関への移動手段の転換を促進するため、公共交通の走行環境及び利用環境の改善その他公共交通の利便性の向上に必要な施策を講ずる。

② 市は、公共交通の利用を促進するため、公共交通事業者及び関係機関と協力し、公共交通機関相互の乗継ぎ及び公共交通機関と自家用車、自転車等との乗継ぎ利便性の向上など、必要な施策を講ずる。

③ 市は、事業者及び公共交通事業者が行う公共交通の利用の促進に向けた取組に対し、積極的に協力する。

第９条　公共交通空白地域及び公共交通不便地域等への対応

① 市は、公共交通空白地域において、当該公共交通空白地域に居住する住民が組織する団体及び関係機関と協働して、公共交通による移動手段の確保のために必要な施策を講ずる。

骨子の段階では、「コミュニティ交通の構築」との表現であったが、不便地域のおいても、地域主体ではあるが、コミュニティ交通の構築を進めていくため表現を修正

② 市は、公共交通不便地域及び公共交通準不便地域において、当該公共交通不便地域及び公共交通準不便地域に居住する住民が組織する団体が、公共交通による移動手段の確保に向けた取組を進めるにあたり、必要な施策を講ずる。

不便地域等の取組みに対する支援について、第 12 条で支援について明記するため、「積極的に支援する」との表現を修正

第１０条　市民からの提案等

市長は、市民からの公共交通の維持及び充実に関する提案について総合的に検討し、これを適切に市の施策に反映させるために必要な措置を講ずる。

第１１条　周辺市町村との連携及び国等への要請

市長は、公共交通の維持及び充実に関する施策を実施するうえで必要があると認めるときは、周辺市町村と連携を図るとともに、国、県及び関係団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

周辺自治体との連携を追加

第１２条　援助

市は、公共交通の維持及び充実に関する施策を実施するうえで必要があると認めるときは、技術的及び財政的支援に努める。

第１３条　熊本市公共交通協議会

① 利便性の高い公共交通を実現するための諸課題や施策について協議するため、熊本市公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

② 協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

公共交通準不便地域の認定については、協議会での審議項目として規則で定める予定

第１４条　雑　則

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（仮称）熊本市公共交通基本条例アンケート調査

資料3

【調査日】

○平成24年9月22日　バス・電車フェスタ2012（公共交通利用促進ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ）開催時
　熊本交通センター・センターコート　10:00～16:00

○平成24年10月6日　城下町大にぎわい市開催時
　NTT西日本熊本支店前広場　　10:00～15:00

【調査方法】

（仮称）熊本市公共交通基本条例骨子について説明後、アンケート調査を実施

【調査項目】

① 条例の必要性について

② 公共交通空白地域及び不便地域の距離設定について

③ 条例で盛込む予定の基本施策について

【アンケート回答者数】

有効回答者数　：　552人

〔 性 別 〕

〔 年 代 別 〕

〔 自宅から最寄のバス停・駅までの徒歩時間 〕

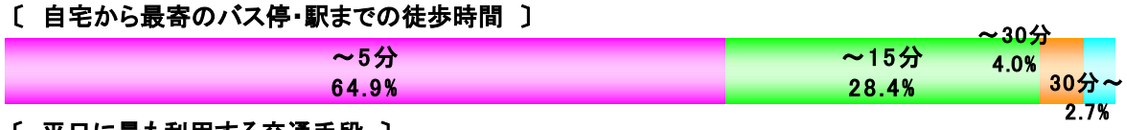

〔 平日に最も利用する交通手段 〕

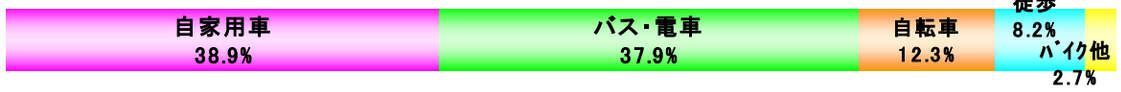

① （仮称）熊本市公共交通基本条例の制定は必要だと思いますか。

1. 必要だと思う
2. どちらかというと必要だと思う
3. どちらでもいい・わからない
4. 必要だと思わない
5. その他　（　　）

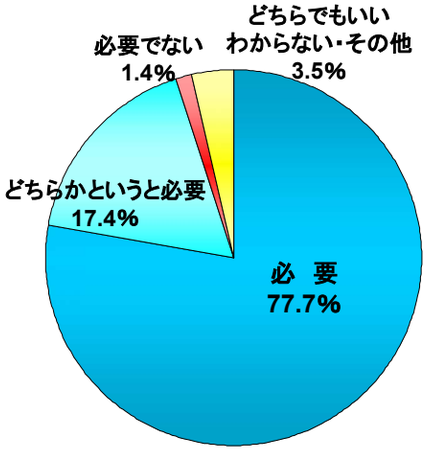

条例制定の必要性について、約95%の方が必要（どちらかというと必要も含め）と判断

【必要でないと回答された方】
回答者数　：　8名
◎年代別
　・20～39歳　3名　・40～64歳　4名　・65歳以上　1名
◎自宅から最寄のバス停・駅までの徒歩時間
　・5分以内　6名　　・15分以内　1名　・30分以上　1名

② 公共交通空白地域及び不便地域の距離設定は妥当だと思いますか。

1. 妥当な距離設定だと思う
2. もう少し距離設定を緩和（短く）するべき
3. もう少し距離設定を厳しく（長く）するべき
4. その他（　　）

【 全　体 】

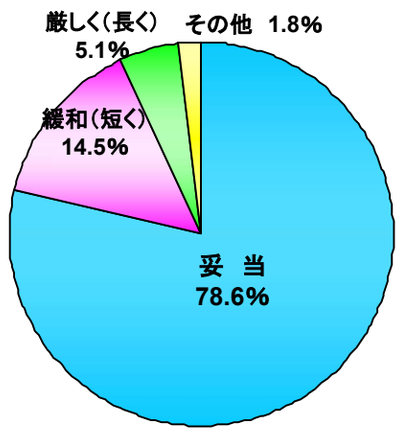

【 65歳以上 】

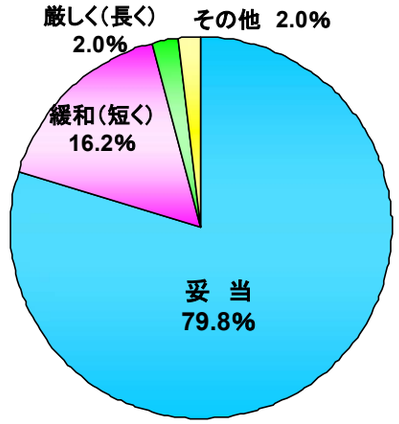

公共交通空白地域及び不便地域の距離設定について、約8割の方が妥当と判断

65歳以上の高齢者においても、約8割の方が妥当との判断

③ 最も重要だと思う基本施策は。

1. 鉄道・市電・幹線バスの機能強化
2. わかりやすく効率的なバス路線網
3. 公共交通機関との乗換強化
4. 公共交通の走行環境・利用環境の改善
5. コミュニティ交通の導入
6. その他（　　）

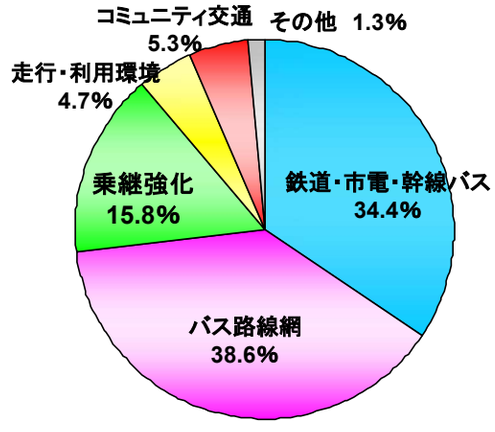

最も重要だと思う基本施策について、非常にわかりにくいバス路線網を改善してほしいとの意見の割合が高かった。

【その他の意見】
・料金体系について
・交通弱者対策　　など

☆ その他公共交通に関する意見（主な意見）

・バス停の環境改善（わかりやすい時刻表・路線図、上屋・ベンチの設置など）
・運賃に関すること（統一運賃、民間事業者に対する通勤運賃支援など）
・自家用車の流入規制
・バスロケ・ICカードの導入
・バス運行の効率化（小型バスによる運行、重複路線の整理）

※全体的に路線バスに関する意見が多かった

（仮称）熊本市公共交通基本条例について

背　景

☆人口減少・超高齢社会の到来

高齢化が進むと、自動車の運転が困難な人が増えていきます。今後は、安全な移動手段としての公共交通がますます重要となります。

☆環境問題への対応

地球温暖化などの環境問題への対応が求められており、低炭素社会への転換のため、マイカーから公共交通への転換が必要です。

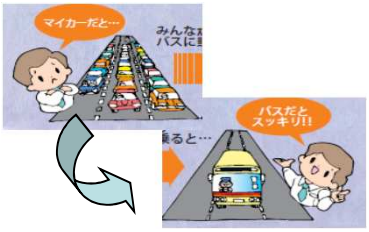

☆持続安定的な公共交通事業の確立

公共交通の利用者減少が運行本数の減少などを招き、それがさらなる利用者減少を生じさせる負のスパイラルからの脱却が必要です。

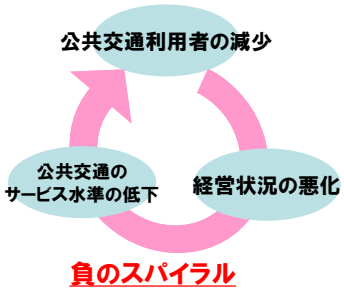

社会情勢の変化

公共交通事業者
利便性向上

協力

中心市街地と地域拠点が利便性の高い公共交通で結ばれた都市構造

協力

市民　・　事業者
積極的な利用

基幹公共交通強化
バス路線網再編
地域交通確保

市
公共交通グランドデザインの具体化

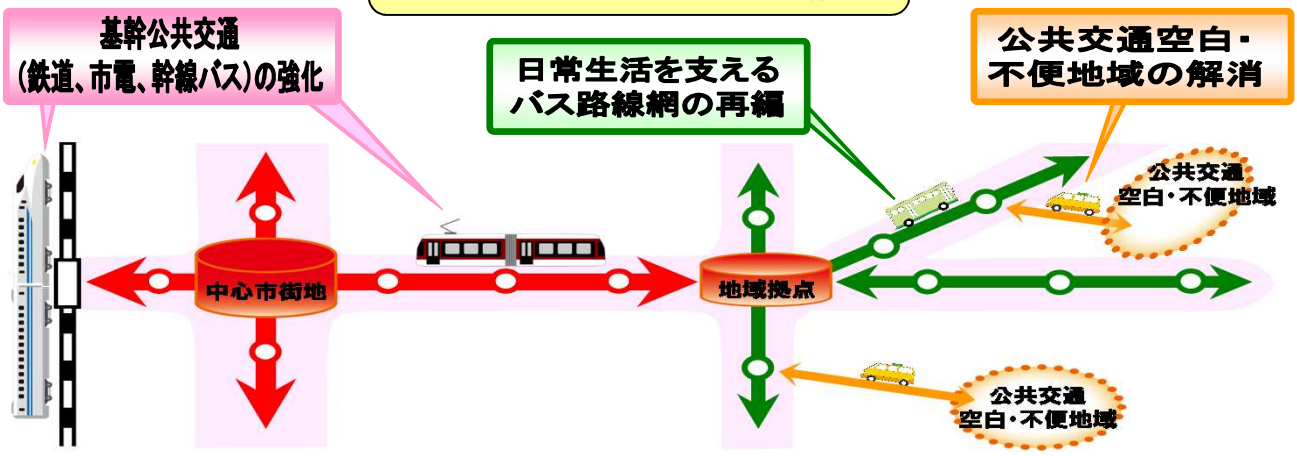

条　例　化

円滑に移動可能な地域社会の実現を目指す

（仮称）熊本市公共交通基本条例骨子（案）

前　文　：　公共交通の現状、必要性、方向性、基本理念について記述

目　的　：　条例に規定する事項及び条例制定の目的を規定

☆公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりを推進

☆市、市民、事業者の参画と協働

☆市民は最低限度の生活を営むために必要な移動する権利を有するとの理念を尊重

☆自動車から公共交通への転換を推進

☆円滑に移動することが可能な地域社会の実現

定　義　：　用語の定義を規定

公共交通空白地域

バス停・電停・鉄道駅から
半径1km以上離れた地域

公共交通不便地域

バス停・電停・鉄道駅から
半径500m以上1km未満離れた地域

公共交通準不便地域

その他特段の理由により
不便地域に準ずると市長が認めた地域

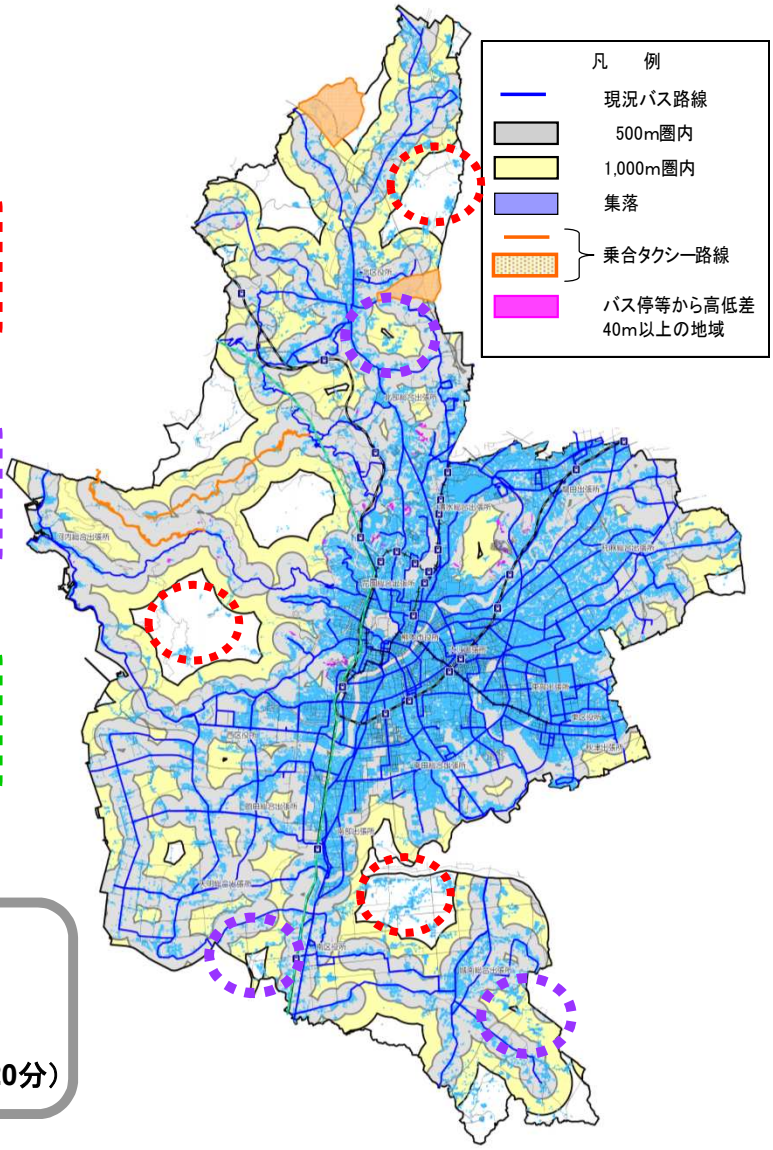

一般的な歩行速度を基準に設定

歩行速度：80m/分（高齢者60m/分）
歩行距離500mでは6～7分（高齢者8～10分）
歩行距離1,000mでは12～13分（高齢者15～20分）

（仮称）熊本市公共交通基本条例骨子（案）

責　務　：　市、市民、事業者及び公共交通事業者の責務を規定

市 ･･･ 総合的かつ計画的な施策を策定し実施。公共交通に関する市民意識の啓発。

市民 及び事業者 ･･･ 本市の施策に参画。公共交通の積極的利用。

公共交通事業者 ･･･ 公共交通の利便性向上。本市の施策に協力。情報の積極的提供。

基本的施策　：　市の公共交通に関する基本的施策について規定

【公共交通ネットワークの構築】

☆ 基幹公共交通（鉄道、市電、幹線バス）の機能強化

基幹公共交通の強化

▲超低床電車　熊本市交通局

▲連節バス　神奈川中央交通

※定時性、速達性、大量輸送など公共交通の高いサービスを提供

熊本駅ｻﾌﾞﾀｰﾐﾅﾙの整備

▲ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ(金沢)

☆ わかりやすく効率的なバス路線網の再編

バス路線網の再編

熊本都市バス（株）

各系統の役割の明確化、時刻表等の統一など、バス事業者の枠を超えて、わかりやすく、実現性の高いバス路線を実現

（仮称）熊本市公共交通基本条例骨子（案）

基本的施策 ： 市の公共交通に関する基本的施策について規定

【公共交通の利用促進】

☆ 公共交通機関との乗継強化

クルマや自転車との乗継強化

▲ﾊﾟｰｸ＆ﾗｲﾄﾞ・ｻｲｸﾙ＆ﾗｲﾄﾞ（西部車庫）

乗継ﾎﾟｲﾝﾄの強化

▲ｲｵﾝﾓｰﾙ熊本ｸﾚｱ

☆ 公共交通の走行環境及び利用環境の改善

バス優先レーン導入

▲ﾊﾞｽ専用ﾚｰﾝ（国道3号）

ICカードの導入

▲スゴカ（JR九州）

ﾊﾞｽﾛｹｰｼｮﾝｼｽﾃﾑの導入

▲通町筋バス停

【公共交通空白地域及び不便地域等への対応】

☆ コミュニティ交通の導入

公共交通空白 ・ 不便地域の解消

▲ｵﾚﾝｼﾞﾀｸｼｰ（熊本市）

▲乗合ﾀｸｼｰ（菊池市）

バス路線でカバーできない地域は、地域と連携し、タクシー車両等を活用した、新たな公共交通を導入

（仮称）熊本市公共交通基本条例に関するアンケート

無記名式

① あなたご自身のことについて教えてください。

問１．お住まい　（　１．熊本市内　　２．その他（　　）　）
問２．性別　（　１．男性　　２．女性　）
問３．年齢　（　１．20 歳未満　２．20～39歳　３．40～64歳　４．65歳以上　）
問４．自宅から最寄りのバス停や駅まで歩いて何分くらいですか。
（　１．５分以内　２．１５分以内　３．３０分以内　４．３０分以上　）
問５．平日及び土日祝日で、最も利用する交通手段は何ですか。
平日（　　）　土日祝日（　　）　**下の項目から選んでください。**
（　１．自家用車　２．バス・電車　３．タクシー　４．バイク
５．自転車　６．徒歩　）

② 条例の必要性についてお尋ねします。

問６．公共交通による円滑に移動可能な地域社会の実現のために、公共交通に関する基本理念、市・市民・公共交通事業者等の責務及び基本的な施策を定めた、（仮称）熊本市公共交通基本条例の制定は必要だと思いますか。

１．必要だと思う　２．どちらかというと必要だと思う
３．どちらでもいい・わからない　４．必要だと思わない
５．その他　（　　）

③ 公共交通空白地域及び不便地域についてお尋ねします。

問７．条例では、バス停等からの距離で公共交通空白地域と不便地域を設定し、これらの地域に新たなコミュニティ交通の導入を検討しています。
現在、バス停等から 1km 以上離れた地域を「公共交通空白地域」、バス停等から 500m 以上離れた地域を「公共交通不便地域」、またバス停等からの距離が 500m 未満であっても高低差がある地域などを「公共交通準不便地域」と定義することを考えていますが、この距離設定は妥当だと思いますか。（ちなみに平均的な高齢者は、1km 歩くのに 15 分～20 分かかります。）

１．妥当な距離設定だと思う　２．もう少し距離設定を緩和（短く）するべき
３．もう少し距離設定を厳しく（長く）するべき　４．その他（　　）

④ 公共交通に関する施策についてお尋ねします。

問８．条例で定める公共交通に関する基本施策で、どれが一番重要だと思いますか。

１．鉄道・市電・幹線バスの機能強化　２．わかりやすく効率的なバス路線網
３．公共交通機関との乗継強化　４．公共交通の走行環境・利用環境の改善
５．コミュニティ交通の導入　６．その他（　　）

⑤ その他、条例等に関するご意見をお聞かせください。

※その他条例に盛込んでほしいことや、公共交通グランドデザインなど公共交通に関すること

資料4

条例制定までのスケジュール

		公共交通協議会	議　会	意見募集等	庁内関係
9月	上旬				
	中旬				
	下旬			オープンハウス　9/22 ・公共交通利用促進ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ(ﾊﾞｽ・電車ﾌｪｽﾀ)開催時にオープンハウス実施	
10月	上旬			オープンハウス　10/6 ・LRTサミット開催時にオープンハ	
	中旬			広聴課との調整（パブコメ）	
	下旬				
11月	上旬				関係課長会議
	中旬	11月13日　第3回専門部会 ・条例案について協議			
	下旬				11/21政策調整会議 11/28経営戦略会議
12月	上旬		12月議会：条例案の説明		
	中旬				
	下旬			・パブリックコメントを実施 （12/19～1/18）	
1月	上旬				
	中旬			・地域説明会を実施 （1月：区役所・総合出張所、出張所などを予定）	
	下旬				1月末　法制室へ 議案提出依頼
2月	上旬	2月上旬 第4回専門部会 パブコメ等により大幅な修正があった場合開催			
	中旬				
	下旬	2月下旬予定 第2回協議会全体会			
3月	上旬		3月議会：条例案上程		
	中旬				
	下旬				

法制室との協議